

☆最低賃金が改定されます

10月2日分から1,050円になります。

日給月給、月給等の場合で不明の方は現状の給与が判る物をお持ちになりご相談ください。

※要予約

☆忘れていませんか？

- ・源泉所得税半期分納期は7月10日までです。
 - ・中間納税のお知らせが届いていませんか？
 - ・「消費税簡易課税」の申請終わってますか？
- ※不明な点があれば連絡ください。

☆税務調査10の心得

- ① 自主申告は権利
- ② 相手の身分確認と事前通知を励行させる
- ③ 調査日の変更は可能
- ④ 承諾なしの反面調査は断る
- ⑤ 信頼できる立会人をお願いする
- ⑥ 調査の目的の明確化
- ⑦ 承諾なしの立ち入りは違法
- ⑧ 勝手な取り調べは違法
- ⑨ サインは慎重に
- ⑩ 普段の帳簿書類の管理が大事

☆定額減税給付金について

左記の方は申請対象者になります

- ① 令和6年分の所得税、住民税所得割がゼロの人
- ② 本人が扶養親族の対象外、青色事業専従者、白色事業専従者で合計所得が48万円を超える人
- ③ 令和6年分に世帯給付金（10万円）を受けない人

☆調整給付金支給確認書

が届いていませんか？

市役所から右の名前で書類（見附市の場合黄緑色の紙で10月31日締め切り）が届いている方いませんか？

内容を確認したい方は民商までお越しください。

大切な文書です!!

持って来て頂くもの

- ・ 本人確認出来る物
- ・ 振込先の通帳（コピー可）

明日は9月23日は秋分の日です。

学校の終礼で先生が「皆さん。明日は何の日か分かりますか？」と言いました。すると

通信簿がオール5（体育と図工以外）の宮島くんが真っ先に手を挙げて、**指されてもないのに**勝手に立ち上がり

「はい!!秋分の日です。昼と夜の長さが同じ日で、ご先祖様を供養する日です。因みに『暑さ寒さも彼岸まで』と言うコトワザもあります」と**完璧な答えを披露**しました。

先生は満面の笑顔で「素晴らしい!!さすが宮島君ですね」と言って褒めました。逆立ちしたって宮島君にはかなわない武〇君は『**ケッ!!**先生のご機嫌取りをしやがって。嫌な野郎だぜ。うちは仏壇が無いのでご先祖様もハッタクソもねーや。」

それに彼岸過ぎて**もバカ暑い日もある**じゃねーか。どうしてくれるんだ?』と心の中でつぶやきました。

武〇君は『そろそろ婆ちゃん家から『オハギ』が届くはずだ。』と思い、**傘を振り回し**ながら走って家まで帰りました。

ランドセルが背中で**ゴトゴト**音を立てていました。家に帰って筆入れを開けると鉛筆の芯が全部折れていました。

道端には**真っ赤な彼岸花**が咲いていました。